港湾工事共通特記仕様書　改訂箇所対比表

令和3年4月

改訂	頁	項目	現　行	改　訂	適用（理由）
R3.4	共特－2	3-1	3-1　新技術活用	削除	港湾工事共通仕様書（令和3年3月）へ移行 ※以降、番号繰り上げ
R3.4	共特－2	3-3	3-3　情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品について	削除	港湾工事共通仕様書（令和3年3月）へ移行
R3.4	共特－6	3-8'	3-8'　管理技術者等及び品質監視員等の配置等 （1）本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び、施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員等を配置等する。 　※配置等とは管理技術者等の配置、通知及び権限を総称している。 （2）本工事を担当する･･･通知する。 　※管理技術者等とは、管理技術者、統括技術者及び担当技術者を総称している。 （3）　省略 （4）品質監視員等が･･･監督職員ではない。 　※品質監視員等とは、品質監視員及び担当技術者を総称している。	3-6'　管理技術者等及び品質監視員等の配置等　（施工プロセス試行工事の場合~~に記載する。~~） （1）本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び、施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員等を配置等する。 　※管理技術者等とは、管理技術者、統括技術者及び担当技術者を総称している。 　※品質監視員等とは、品質監視員及び担当技術者を総称している。 　※配置等とは管理技術者等の配置、通知及び権限を総称している。 （2）本工事を担当する･･･通知する。 　~~※管理技術者等とは、管理技術者、統括技術者及び担当技術者を総称している。~~ （3）　省略 （4）品質監視員等が･･･監督職員ではない。 　~~※品質監視員等とは、品質監視員及び担当技術者を総称している。~~	体裁修正
R3.4	共特－8	3-13	3-13　現場環境改善 ※以下、省略	3-11　快適トイレの試行 ※以下、省略	実態を踏まえた見直し

港湾工事共通特記仕様書　改訂箇所対比表

令和3年4月

<table>
<tr><th>改訂</th><th>頁</th><th>項目</th><th>現　行</th><th>改　訂</th><th>適用（理由）</th></tr>
<tr><td>R3.4</td><td>共特－9</td><td>3-13</td><td>3-15　工事書類集約化の試行
1）受注者は別添『工事書類簡素化試行一覧表』」に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提示若しくは提出するものとする。</td><td>3-13　工事書類集約化の試行
受注者は、別添『工事書類集約化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提出するものとする。ただし、本試行内容により工事関係書類を作成することが明らかに負担となる際は、本試行内容を適用しなくてもよい。なお、工事関係書類の様式については、別途監督職員より提供するものとする。</td><td>試行の緩和</td></tr>
<tr><td>R3.4</td><td>共特－9</td><td>3-16</td><td>3-16　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について</td><td>削除</td><td>港湾工事共通仕様書（令和3年3月）へ移行</td></tr>
<tr><td>R3.4</td><td>別添</td><td>書類簡素化試行一覧表</td><td>
<table>
<tr><td>1-1-23</td><td>工事完成図書
工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。
1．工事完成図
受注者は、設計図書に従って工事完成図を紙の成果品及び電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。</td><td>工事完成図書
工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。
1．工事完成図
受注者は、設計図書に従って工事完成図を紙の成果品及び電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、模擬ブロック製作、異形ブロック製作、ケーソン製作にかかる工事完成図の作成・提出は要しない。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>1-1-23</td><td>工事完成図書
工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。
1．工事完成図
受注者は、設計図書に従って工事完成図を<s>紙の成果品及び</s>電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。</td><td>工事完成図書
工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。
1．工事完成図
受注者は、設計図書に従って工事完成図を<s>紙の成果品及び</s>電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、模擬ブロック製作、異形ブロック製作、ケーソン製作にかかる工事完成図の作成・提出は要しない。</td></tr>
</table>
</td><td>工事書類の更なる削減の推進</td></tr>
</table>